

本手続の申請書・添付書類等につきましては、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

1. 本手続の電子申請方法について

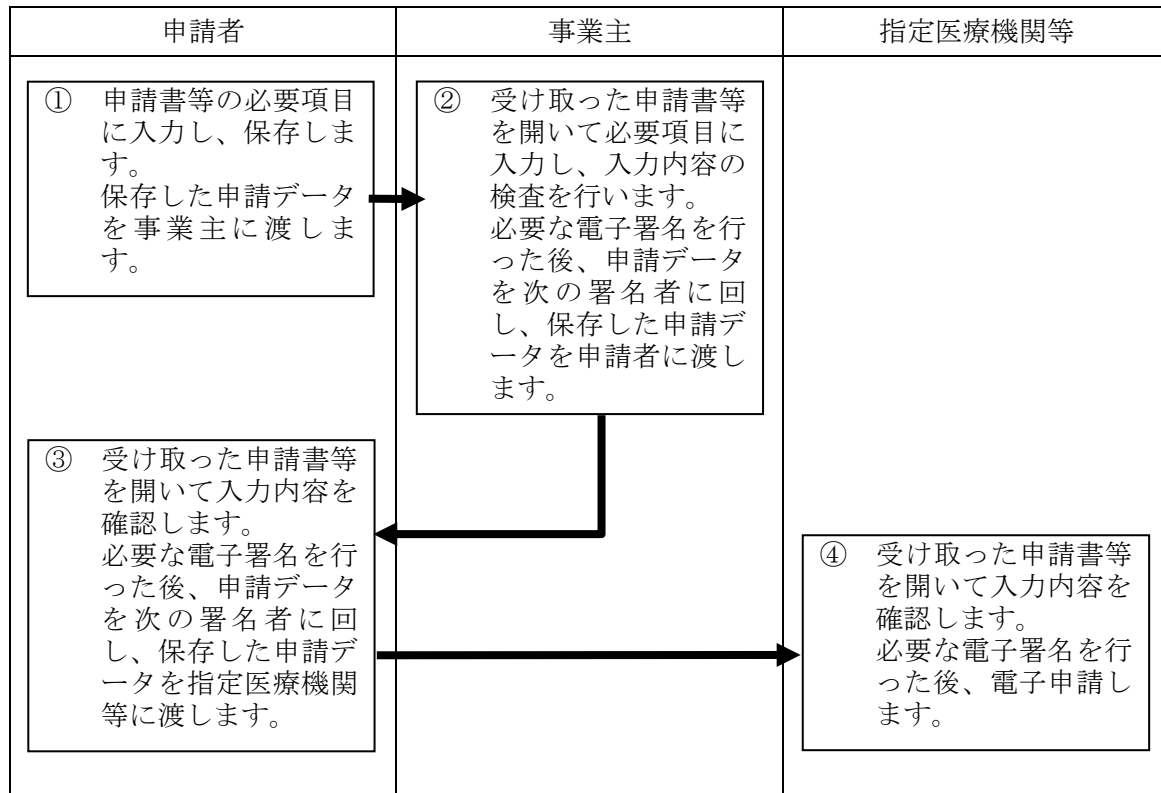
本手続は、請求人・届出人（以下「申請者」といいます。）の方は直接電子申請できません。電子申請を行う場合は、申請書データを作成し、労災指定医療機関・指定薬局に電子申請を依頼してください。

2. 申請書・添付書類等の電子署名について

＜労災指定医療機関・指定薬局を経由して電子申請を行う場合の手順＞

本手続を電子申請により行おうとする場合は、

- (1) 請求人・届出人（以下「申請者」といいます。）、事業主が1つの請求書・届出書（以下「申請書」といいます。）内の入力項目にそれぞれ入力を行った上で、それぞれの方が電子署名を行う。
 - (2) 作成した電子申請のデータを労災指定医療機関・指定薬局（以下「指定医療機関等」といいます。）に渡し、指定医療機関等が電子申請データを送信する。
- 必要がありますが、この場合の手順は以下のとおりとなります。



(留意事項)

- (1) 申請者、事業主、指定医療機関等のパソコンに、e-Gov 電子申請システムの「クライアントモジュール」および「安全な通信を行うための証明書」がインストールされている必要があります。
- (2) 添付書類は「読取専用」にして添付するようにしてください。読取専用にしていない場合、連名者が添付書類を開いてしまうと、署名検証で改ざんとなってしまいます。
- (3) 電子メールを利用して申請書ファイルを受け渡す場合、電子メールの暗号化を実施していなければ、インターネットによる盗み見の危険性がありますので、極力、フロッピーディスク等で親展による郵送等を利用してください。

3. 様式作成時の留意事項について

<労災指定医療機関・指定薬局における処理>

(1) 基本的事項

- ① 請求人・届出人（以下「申請者」といいます。）が請求書・届出書（以下「申請書」といいます。）の電子申請を希望される場合は、申請者から、電子ファイルで作成された請求書がフロッピーディスク等で持ち込まれますので、当該申請書を e-Gov 電子申請システムより電子申請してください。
- ② 申請書の提出先（送信先）は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署になります。
- ③ 労働者災害補償保険診療費請求書、診療費請求内訳書、労働者災害補償保険薬剤費請求書、薬剤費請求内訳書については、これまでと同様に、書面により御提出ください。なお、提出先については変更ありません。

(2) 使用できる電子証明書

労災指定医療機関・指定薬局（以下「指定医療機関等」といいます。）が申請書を送信する際には、電子証明書が必要となりますので、別ファイル「使用可能な電子署名について」をご参照いただき、使用できる電子証明書をういて電子申請を行ってください。

なお、使用できる電子証明書をお持ちでない場合は、請求書を送信できませんので御注意ください。

4. 添付書類の留意事項

- (1) 写しを提出するものにつきましては、原則、電子ファイル（スキャナー等で電子化しても可）にて申請書と一緒に送信してください。また、書面による申請の際に記名・押印又は署名が必要なものにつきましては、必要な電子署名を行ってください。
- (2) 原本の提出が必要なもの（X線写真・年金証書など）につきましては、別途郵送等により提出してください。なお、別途郵送するに当たっては、e-Gov 電子申請システムの添付書類の情報を入力する画面の「別送」を選択していただくと共に、郵送時に e-Gov 電子申請システムの状況照会用画面のコメント通知を印刷して同封してください。

5. 添付書類のファイル種別について

添付書類は、以下の拡張子のファイルで作成してください。これら以外のファイル形式の様式・添付書類等が送信されても、e-Gov 電子申請システムでは受理されませんのでご注意ください。

- (1) 「.DOC」（ワープロソフトWordの文書ファイル）
- (2) 「.JTD」（ワープロソフト一太郎の文書ファイルVer. 8以降）
- (3) 「.PDF」（PDF形式（文書管理／配布用）の文書ファイル）
- (4) 「.XLS」（表計算ソフトExcelのファイル）
- (5) 「.JPEG」（JPEG形式の画像ファイル）